## 個人情報ファイル簿(単票)

## 【課名・係名】住民税務課・住民係

四八月秋ノバイル海(千宗/	【味石・味石】住氏恍伤味・住氏体
個人情報ファイルの名称	国民年金システム ((国民年金加入者台帳): 資格記録管理、 保険料減免・免除)
行政機関等の名称	小布施町長
個人情報ファイルが利用に供される事務 をつかさどる組織の名称	住民税務課
個人情報ファイルの利用目的	国民年金法施行令に基づく法定受託事務等を行うため
記録項目	1氏名、2性別、3年齢・生年月日、4住所、5電話番号、6本籍・国籍、7続柄、8資産状況、9収入状況、10基礎年金番号、11保険料賦課状況(減免・免除)
記録範囲	20歳以上で、小布施町に住所がある者及び住所があった者で年 金記録が存在している者
記録情報の収集方法	本人又は代理人、日本年金機構及び住民基本台帳システム等
要配慮個人情報が含まれるときは、その 旨	含む (障がい者)
記録情報の経常的提供先	_
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)小布施町役場住民税務課 (所在地)〒381-0297 長野県上高井郡小布施町大字小布施 1491番地2
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等	_
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) □ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル □有 ■無
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	実施なし
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	実施なし
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれ ているときはその旨	_
備考	

作成日(最終修正日): 令和5年10月27日